

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月14日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長澤 和哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	0 3 - 3 2 1 2 - 8 4 2 1
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 1 兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）

愛称を「インフレ・ファイター」とします。

上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- 委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

発行価格に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

分配金再投資コース（下記「(6)申込単位」をご参照ください。）の収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

2026年8月15日から2027年2月15日まで

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・ 債券・不動産投信・ その他資産(商品)) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	目論見書または投資信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	T O P I X	目論見書または投資信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより 1 兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、米国短期国債、海外物価連動国債、国内物価連動国債、海外株式、日本および米国の住宅REIT、金に分散投資を行います。

- インフレーション(物価が継続的に上昇する)期間において資産価値の上昇が期待できると考える資産へ分散投資を行います。



米国短期国債

インフレーション時の金融政策として利上げが行われた場合、利回りの上昇が見込まれます。



物価連動国債

物価の動きに連動して元金額や利子額が増減します。
利子額や償還額が物価に応じて増減するため、物価上昇時に実質的な資産価値が低減しません。



海外株式

(モノポリー企業の株式)

モノポリー企業とは、高い参入障壁等により、一定の地域においてモノ・サービス等を独占・寡占していると判断する企業を言い、これらの企業の株式に投資します。

生活に必要不可欠なモノ・サービス等を提供するため、価格決定力があり、物価上昇時においても相対的に安定した収益性を有します。



日米住宅REIT

オフィスや商業施設等と比較して賃貸借契約が短期であるため、物価上昇に応じた賃料の上昇が反映されやすく、また不動産価格の上昇による恩恵が期待できます。



金

物価上昇により貨幣価値が低下する局面で、実物資産である金は選好され、価格の上昇が期待できます。

また、株式や債券とは異なる値動きをする傾向があり、組み合わせて投資することで分散効果が期待できます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2

各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。

投資対象資産	投資信託証券	投資比率
 米国短期国債	東京海上・米国短期国債マザーファンド	20%*
 海外物価連動国債	東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20%*
 国内物価連動国債	TMA物価連動国債マザーファンド	20%
 海外株式 (モノポリー企業の株式)	世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	20%
 日米住宅REIT	東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり)	10%
 金	東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)	10%

*各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%～30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。

※原則として月次でリバランスを行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※投資環境・経済構造等の変化によっては、投資比率を変更することがあります。

3

外貨建資産のうち、原則として、以下の投資信託証券において為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

- 以下の投資信託証券において為替ヘッジを行います。

なお、「東京海上・米国短期国債マザーファンド」および「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」については為替ヘッジは行いません。

世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)

東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり)

東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)

※為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

※「世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)」については、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行わない場合があります。

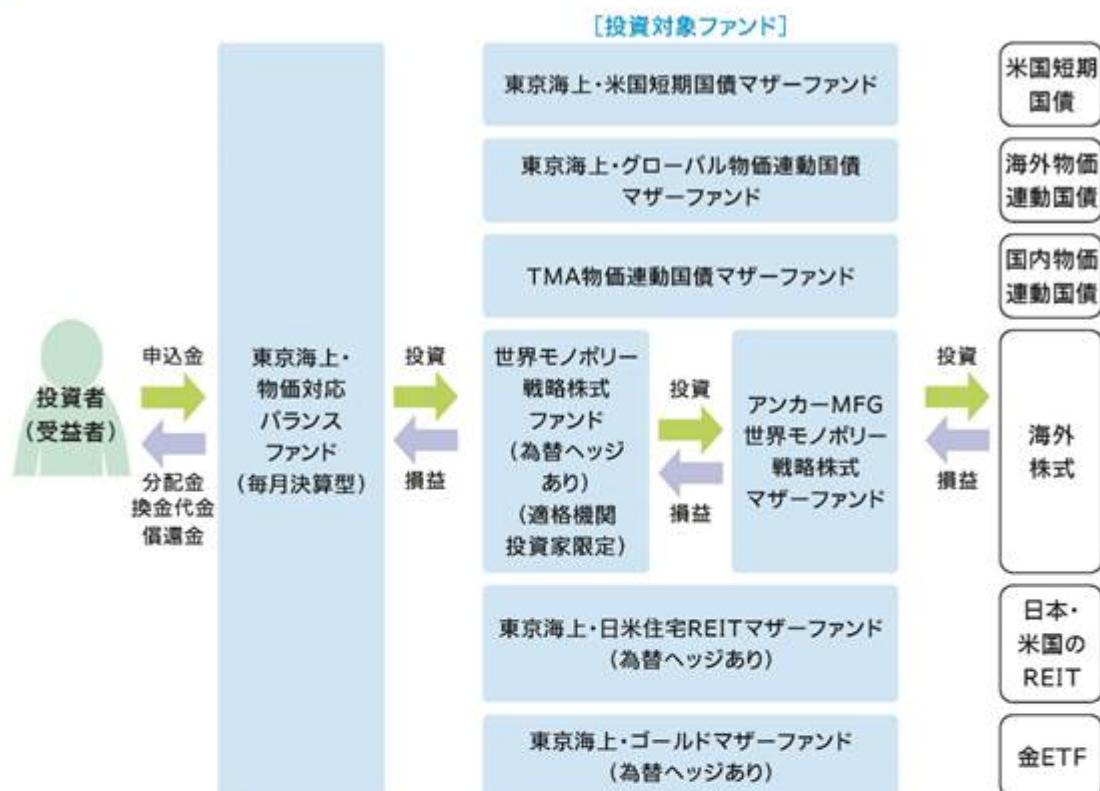
各投資信託証券の内容について、詳しくは「投資信託証券の概要」をご参照ください。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ・ ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株 式	株式への直接投資は行いません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

◎毎月決算を行います。

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。
分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本	投資者の購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金(特別分配金) 分配金支払後基準価額 個別元本

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

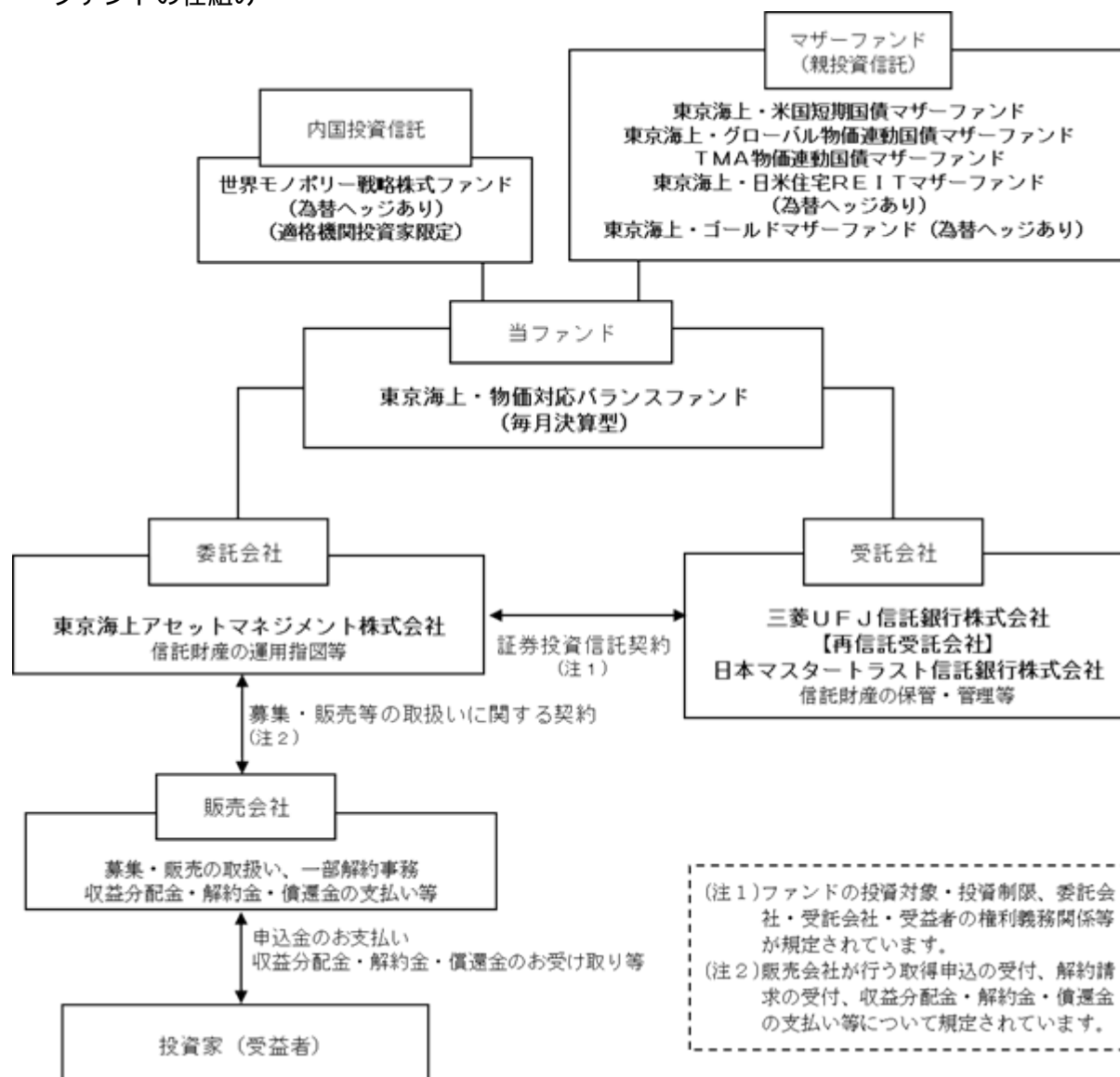
元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

2022年11月17日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2026年5月末日現在）
- ・会社の沿革

- 1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
- 1987年2月 投資顧問業者として登録
- 同年6月 投資一任業務認可取得
- 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
- 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
- 2007年9月 金融商品取引業者として登録
- 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
- 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況（2026年5月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

親投資信託「東京海上・米国短期国債マザーファンド」

親投資信託「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」

親投資信託「TMA物価連動国債マザーファンド」

内国投資信託「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」親投資信託「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」

親投資信託「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」

(2) 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、米国短期国債、海外物価連動国債、国内物価連動国債、海外株式、日本および米国の不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）、金に分散投資を行います。

各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。ただし、投資環境・経済構造等の変化によっては、投資比率を変更することがあります。

原則として月次でリバランスを行います。

東京海上・米国短期国債マザーファンド	20%
東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20%
TMA物価連動国債マザーファンド	20%
世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	20%
東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）	10%
東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	10%

各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%～30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。

実質組入外貨建資産については、原則として、以下の投資信託証券において為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

1．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。

以下同じ。）

有価証券

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2．委託会社は、信託金を、主として次の(1)から(6)に掲げる投資信託証券ならびに(7)から(10)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 親投資信託「東京海上・米国短期国債マザーファンド」

(2) 親投資信託「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」

(3) 親投資信託「TMA物価連動国債マザーファンド」

(4) 内国投資信託「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」

(5) 親投資信託「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」

(6) 親投資信託「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」

(7) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(7)の証券の性質を有するもの

(9) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

なお、上記(9)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3．委託会社は、信託金を、上記2．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

4．上記2．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものであり、これら投資信託の関係法人等により内容が変更となる場合があります。

東京海上・米国短期国債マザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	・米国の国債および上場投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ・米国の国債の投資にあたっては、原則として、残存期間が3ヵ月以下の国債に投資を行います。 ・外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ・米国の国債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。ただし、資金動向等によっては、残存期間が3ヵ月以下の米国国債の指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限り。） ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	・ 海外の物価連動国債および上場投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ・ 海外の物価連動国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 ・ 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ・ 物価連動国債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。ただし、資金動向等によっては、世界 の物価連動国債の指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。 日本を含む場合があります。 ・ 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合には限ります。） ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・ 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・ 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

T M A 物価連動国債マザーファンド	
形態	親投資信託

運用方針	・ 国内の物価連動国債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。 ・ 国内の物価連動国債を主要投資対象とし、将来のインフレリスクをヘッジすることにより実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保をめざします。 ・ 物価連動国債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。 ・ 信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間は、平成25年10月以降に発行された物価連動国債全体の加重平均残存期間 ± 3 年の範囲内とすることを基本とします。 ・ 大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。 ・ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	2月26日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

世界モノボリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	
形態	追加型株式投資信託

運用方針	<基本方針> 信託財産の成長をめざして運用を行います。
	(1) 投資対象 アンカーMFG世界モノポリー戦略株式マザーファンド（以下「マザーファンド」） <マザーファンドの投資対象> 海外の金融商品取引所に上場している企業の株式等 リート（不動産投資信託証券）やDR（預託証券）、その他の証券を含みます。
	(2) 投資態度 1. 主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。 2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 3. 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するために、為替ヘッジを行います。ただし、為替ヘッジの手段がない、あるいは、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行わない場合があります。 4. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 5. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。 6. 外国為替取引の指図に関する権限の一部をノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコンに委託します。
	(3) マザーファンドの投資態度 1. 主として日本を除く世界の株式等の中から、モノポリー企業（モノやサービス等を独占・寡占（地域独占含む）していると判断する企業）の株式等を投資対象とします。 2. 銘柄選定に関しては、持続可能な競争優位性を持つと判断される銘柄を選別します。 3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 4. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 5. モノポリー企業の株式等の運用は、マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限を一部委託します。
主な投資制限	1. マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。 2. 株式等への直接投資は、原則として行いません。 リート（不動産投資信託証券）やDR（預託証券）、その他の証券を含みます。以下同じ。 3. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 4. マザーファンドを通じて行う一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。 5. マザーファンドを通じて行う投資信託証券（上場投資信託は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
収益分配	収益分配金額は、分配対象額の範囲（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額）内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、必ず分配を行うものではありません。
信託設定日	2022年11月18日
信託期間	無期限
決算日	年4回 毎年3月、6月、9月、12月の月末日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算日：2023年1月4日
信託報酬等	委託者報酬：年0.6600%（税抜 年0.6000%） 受託・販売報酬：年0.033%（税抜 受託者報酬 年0.020%、販社報酬 年0.010%） 計：年0.693%（税抜 年0.630%）

ファンドの 関係法人	委託会社	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会 社
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	マザーファンド の投資顧問会社	マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド
	為替ヘッジの運用 委託先	ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン
ベンチマーク	特になし。	

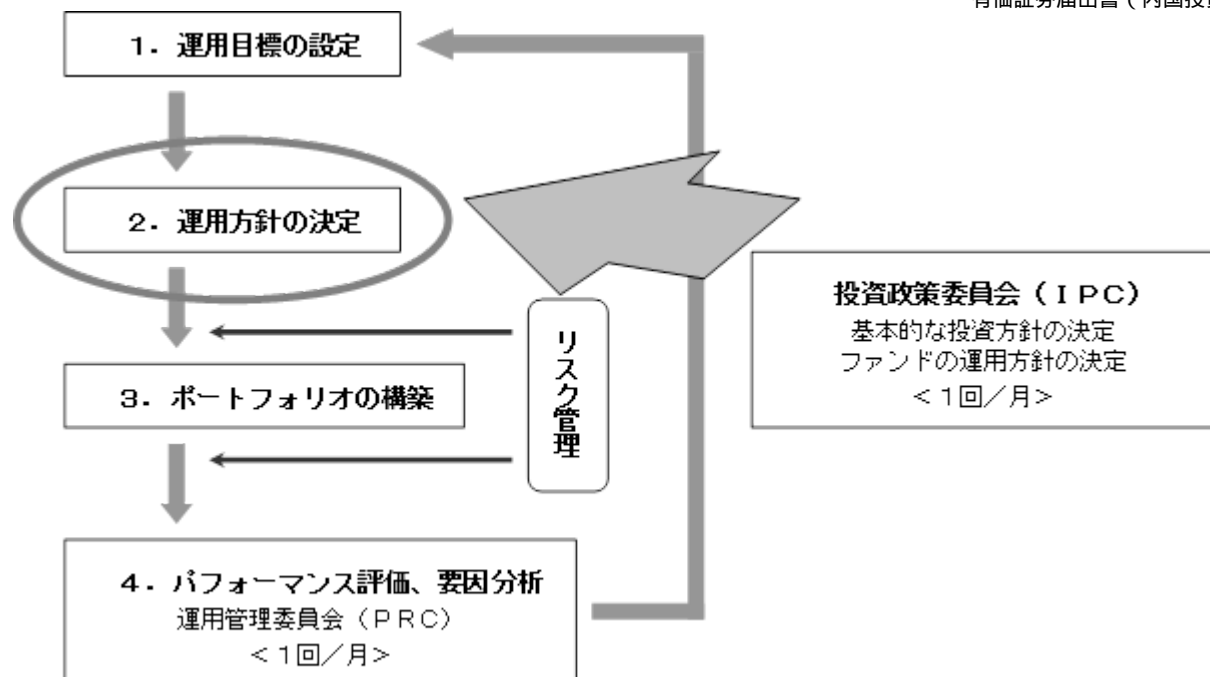
東京海上・日米住宅ＲＥＩＴマザーファンド（為替ヘッジあり）	
形態	親投資信託
運用方針	・日本および米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているＲＥＩＴ」を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ・日本および米国の取引所に上場されているＲＥＩＴの中から、住宅や居住用施設等の不動産を主な投資対象とする銘柄へ投資を行います。 ・運用にあたっては、流動性を考慮の上、主に物価および資産価格との価格連動性の高さ、証券価格における金利上昇リスクへの抵抗力等で銘柄評価を行い、国別配分を勘案してポートフォリオを構築します。 ・原則として、ＲＥＩＴの組入比率を高位に維持します。 ・外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	
形態	親投資信託

運用方針	・日本を含む世界の取引所に上場されている投資信託証券であって、金現物価格（米ドル建て）への連動をめざす投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして運用を行います。 ・原則として、上場投資信託証券の組入比率を高位に維持します。 ・外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。） ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2026年5月末日現在）

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への直接投資は行いません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- d. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

R E I Tの価格は、R E I Tが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入R E I Tの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

物価連動国債の価格は、物価変動の影響を受ける（満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることもあります。）ため、基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。

金の価格は、需給関係や為替、金利変動、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の様々な要因により変動します。金の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

R E I Tは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているR E I Tの場合、その返済負担が大きくなり、R E I Tの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

R E I Tは、信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該R E I Tの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

なお、投資対象とする一部の投資信託証券において、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色3 . 」をご参照ください。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導

入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。

さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があります、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

法制度等の変更リスク

R E I Tおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、R E I Tの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

2. その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドが投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合は、当ファンドを繰上償還させます。

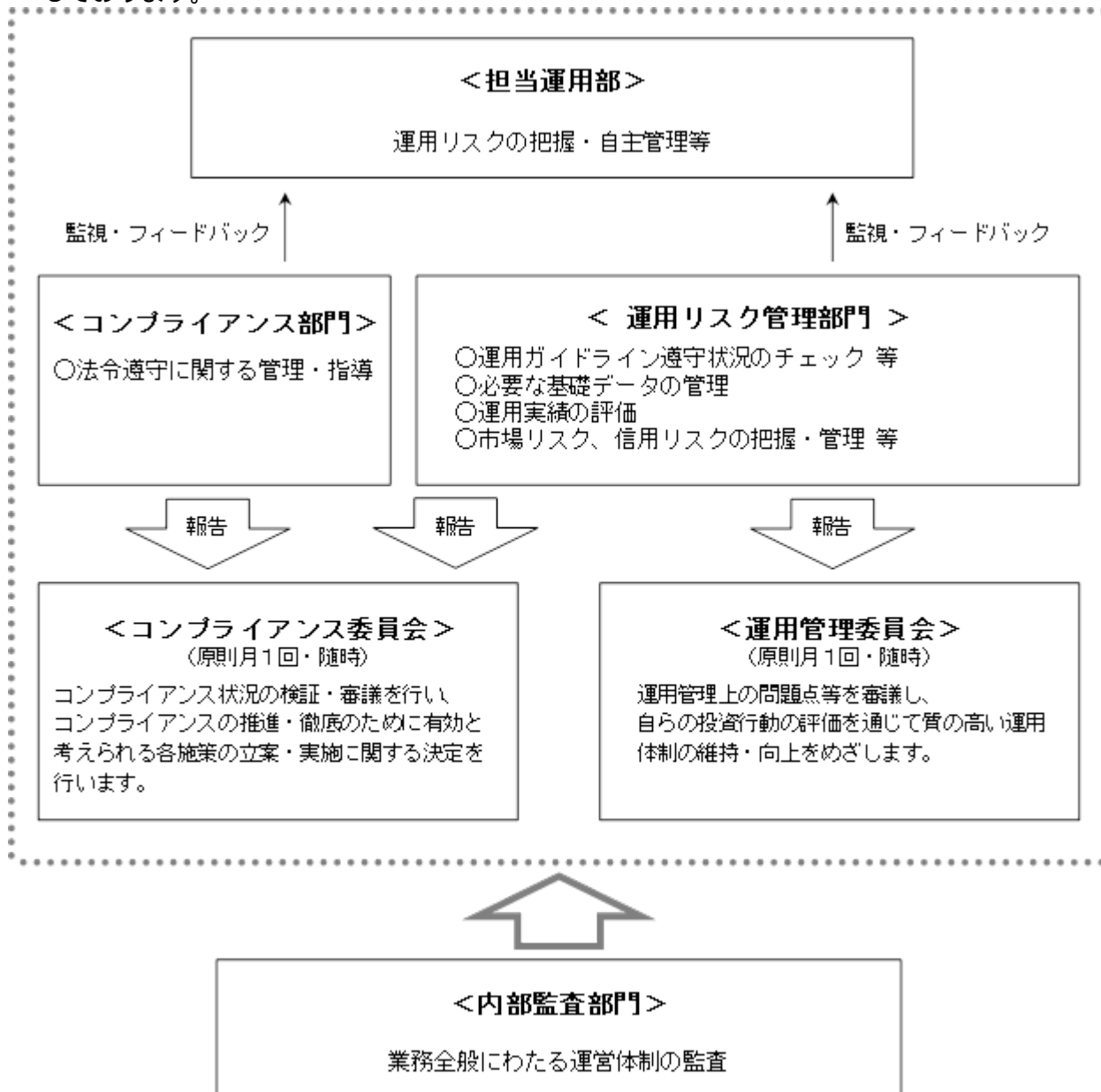
3. 管理体制

< リスク管理体制 >

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



< 流動性リスク管理 >

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

2021年6月～2026年5月

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは2023年11月以降の年間騰落率を用いています。

代表的な資産クラスと指数名

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J.P.X.総研または株式会社J.P.X.総研の関連会社（以下、J.P.X.といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ.P.X.が有します。J.P.X.は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J.P.X.により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設立、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ.P.X.は責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI (国債) に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。

分配金再投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.001%（税抜0.91%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社（税抜） ^{*1}	販売会社（税抜） ^{*2}	受託会社（税抜） ^{*3}
年率0.44%	年率0.44%	年率0.03%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬は年率1.1396%（税抜1.036%）程度となります。なお、投資対象とする投資信託証券の投資比率等により変動します。（本書作成日現在）

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 （年率）
親投資信託 「東京海上・米国短期国債マザーファンド」	信託報酬は かかりません
親投資信託 「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」	信託報酬は かかりません
親投資信託 「TMA物価連動国債マザーファンド」	信託報酬は かかりません
内国投資信託 「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」	0.1386%（税抜0.126%）（ ）
親投資信託 「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」	信託報酬は かかりません
親投資信託 「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」	信託報酬は かかりません

（ ）「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」の投資比率に基づき算出したものです。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用が別途がかかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年99万円（税抜90万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」において諸費用等がかかります。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

また、当ファンドが実質的に投資するREIT、ETFについては、市場の需給等により価格形成されるため、REIT、ETFの費用は表示しておりません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「NISA」の対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1) 「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- (2) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 上記は、2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年11月18日～2026年5月15日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.25%	0.99%	0.26%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年5月29日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	26,135,416	18.58
親投資信託受益証券	日本	112,967,029	80.34
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,494,872	1.06
合計（純資産総額）		140,597,317	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・米国短期国債マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,825,506,469	96.98
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		56,683,406	3.01
合計（純資産総額）		1,882,189,875	100.00

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	141,695,731	51.95
	カナダ	3,680,352	1.34
	ドイツ	4,454,811	1.63
	イタリア	20,909,877	7.66
	フランス	32,189,443	11.80
	イギリス	64,906,961	23.80
	小計	267,837,175	98.21
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,870,079	1.78
合計（純資産総額）		272,707,254	100.00

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	129,046,447	98.80
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,564,364	1.19
合計（純資産総額）		130,610,811	100.00

東京海上・日米住宅ＲＥＩＴマザーファンド（為替ヘッジあり）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	26,277,900	19.50
	アメリカ	103,928,834	77.14
	小計	130,206,734	96.65
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,506,870	3.34
合計（純資産総額）		134,713,604	100.00

ＴＭＡ物価連動国債マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	16,167,922,827	99.86
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		21,455,308	0.13
合計（純資産総額）		16,189,378,135	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上・米国短期国債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	21,466,456	1.3228	28,396,264	1.3315	28,582,586	20.32
2	東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	22,694,924	1.2437	28,227,831	1.2568	28,522,980	20.28
3	ＴＭＡ物価連動国債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	21,884,260	1.2874	28,175,891	1.2853	28,127,839	20.00
4	世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	日本	投資信託受益証券	22,433,834	1.1639	26,110,739	1.1650	26,135,416	18.58
5	東京海上・日米住宅ＲＥＩＴマザーファンド（為替ヘッジあり）	日本	親投資信託受益証券	14,317,065	0.9724	13,922,224	0.9839	14,086,560	10.01
6	東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	日本	親投資信託受益証券	6,599,480	2.1416	14,134,082	2.0679	13,647,064	9.70

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	18.58
親投資信託受益証券	80.34
合 計	98.93

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・米国短期国債マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	B 06/04/26	アメリカ	国債証券	-	2026/06/04	1,300,000	15,815.03	205,595,498	15,929.44	207,082,824	11.00
2	B 06/18/26	アメリカ	国債証券	-	2026/06/18	1,300,000	15,800.47	205,406,210	15,906.90	206,789,707	10.98
3	B 07/07/26	アメリカ	国債証券	-	2026/07/07	1,300,000	15,808.01	205,504,179	15,876.57	206,395,524	10.96
4	B 07/28/26	アメリカ	国債証券	-	2026/07/28	1,300,000	15,811.24	205,546,153	15,843.23	205,962,031	10.94
5	B 06/11/26	アメリカ	国債証券	-	2026/06/11	1,200,000	15,808.77	189,705,313	15,918.27	191,019,351	10.14
6	B 06/25/26	アメリカ	国債証券	-	2026/06/25	1,200,000	15,807.44	189,689,340	15,895.90	190,750,857	10.13
7	B 07/16/26	アメリカ	国債証券	-	2026/07/16	1,200,000	15,807.37	189,688,478	15,862.38	190,348,636	10.11
8	B 08/04/26	アメリカ	国債証券	-	2026/08/04	1,100,000	15,805.88	173,864,787	15,832.46	174,157,121	9.25
9	B 08/13/26	アメリカ	国債証券	-	2026/08/13	1,100,000	15,803.77	173,841,476	15,818.64	174,005,074	9.24
10	B 08/25/26	アメリカ	国債証券	-	2026/08/25	500,000	15,798.97	78,994,873	15,799.06	78,995,338	4.19

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	UKTI 0 1/8 03/22/39	イギリス	国債証券	0.125	2039/03/22	100,000	16,768.97	23,003,559	17,155.80	23,761,991	8.71
2	TII 0 3/4 07/15/28	アメリカ	国債証券	0.750	2028/07/15	100,000	15,787.57	20,399,516	15,798.69	20,755,376	7.61
3	TII 0 1/4 07/15/29	アメリカ	国債証券	0.250	2029/07/15	100,000	15,401.85	19,530,719	15,420.79	19,880,639	7.29
4	TII 0 1/8 01/15/31	アメリカ	国債証券	0.125	2031/01/15	100,000	14,920.49	18,590,929	14,940.92	18,927,318	6.94
5	TII 0 1/8 01/15/32	アメリカ	国債証券	0.125	2032/01/15	100,000	14,633.59	17,122,813	14,643.70	17,420,740	6.38
6	TII 0 5/8 07/15/32	アメリカ	国債証券	0.625	2032/07/15	100,000	15,036.85	16,786,066	15,008.35	17,034,334	6.24
7	FRTR 3.4 07/25/29	フランス	国債証券	3.400	2029/07/25	50,000	20,134.82	15,190,587	19,879.90	15,071,850	5.52
8	UKTI 0 1/8 08/10/31	イギリス	国債証券	0.125	2031/08/10	50,000	20,390.64	14,133,515	20,854.60	14,596,135	5.35
9	UKTI 0 1/4 03/22/52	イギリス	国債証券	0.250	2052/03/22	50,000	12,782.99	10,747,301	13,017.66	11,051,601	4.05
10	BTPS 2.4 05/15/39	イタリア	国債証券	2.400	2039/05/15	50,000	19,551.85	10,365,271	19,587.10	10,518,370	3.85
11	BTPS 0.1 05/15/33	イタリア	国債証券	0.100	2033/05/15	50,000	16,909.91	10,099,404	17,177.75	10,391,507	3.81
12	FRTR 0.1 07/25/38	フランス	国債証券	0.100	2038/07/25	50,000	15,231.54	9,171,407	15,499.56	9,453,183	3.46
13	TII 1 3/8 02/15/44	アメリカ	国債証券	1.375	2044/02/15	50,000	13,581.62	9,450,872	13,233.53	9,362,523	3.43
14	UKTI 0 5/8 03/22/45	イギリス	国債証券	0.625	2045/03/22	50,000	15,943.92	8,915,280	16,280.31	9,192,434	3.37

15	TII 0 3/4 02/15/42	アメリカ	国債証券	0.750	2042/02/15	50,000	12,606.15	9,047,728	12,351.52	9,013,032	3.30
16	TII 1 3/4 01/15/34	アメリカ	国債証券	1.750	2034/01/15	50,000	15,948.56	8,414,615	15,818.94	8,485,360	3.11
17	TII 1 1/8 10/15/30	アメリカ	国債証券	1.125	2030/10/15	50,000	15,771.64	7,925,019	15,718.12	8,012,234	2.93
18	TII 1 7/8 01/15/36	アメリカ	国債証券	1.875	2036/01/15	50,000	15,695.13	7,967,168	15,712.36	7,973,081	2.92
19	UKTI 1 7/8 09/22/49	イギリス	国債証券	1.875	2049/09/22	30,000	20,765.67	6,468,396	20,042.91	6,304,798	2.31
20	TII 0 3/4 02/15/45	アメリカ	国債証券	0.750	2045/02/15	30,000	11,613.15	4,803,526	11,499.22	4,831,088	1.77
21	DBRI 0.1 04/15/33	ドイツ	国債証券	0.100	2033/04/15	20,000	17,752.80	4,374,968	17,845.08	4,454,811	1.63
22	FRTR 0.1 03/01/32	フランス	国債証券	0.100	2032/03/01	20,000	17,193.97	4,001,589	17,178.57	3,996,593	1.46
23	CANRRB 2 12/01/41	カナダ	国債証券	2.000	2041/12/01	20,000	12,292.90	3,644,317	12,240.01	3,680,352	1.34
24	FRTR 0.1 03/01/36	フランス	国債証券	0.100	2036/03/01	20,000	15,749.53	3,610,182	15,810.91	3,667,815	1.34

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	アメリカ	投資信託 受益証券	9,100	13,290.2006	120,940,826	14,180.9282	129,046,447	98.80

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	377	28,112.66	10,598,473	29,460.05	11,106,440	8.24
2	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	230	40,268.95	9,261,859	44,061.76	10,134,207	7.52
3	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	909	9,561.40	8,691,316	10,561.18	9,600,113	7.12
4	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	1,972	4,437.17	8,750,115	4,682.87	9,234,635	6.85
5	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	アメリカ	投資証券	1,559	5,016.34	7,820,481	5,098.88	7,949,163	5.90
6	UDR INC	アメリカ	投資証券	1,301	5,564.29	7,239,151	6,037.69	7,855,038	5.83
7	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	376	20,693.50	7,780,758	20,851.39	7,840,126	5.81
8	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	453	16,464.06	7,458,223	17,217.30	7,799,440	5.78
9	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	42	167,301.80	7,026,676	154,000.00	6,468,000	4.80
10	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	307	20,213.83	6,205,648	19,923.74	6,116,591	4.54
11	UMH PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	2,260	2,446.78	5,529,742	2,492.85	5,633,862	4.18
12	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	47	112,398.59	5,282,734	101,400.00	4,765,800	3.53
13	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	478	9,901.30	4,732,824	9,920.43	4,741,967	3.52
14	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	アメリカ	投資証券	1,745	2,598.47	4,534,339	2,620.37	4,572,548	3.39

15	CENTERSPACE	アメリカ	投資証券	409	10,221.67	4,180,667	10,789.10	4,412,745	3.27
16	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	35	132,794.80	4,647,818	125,900.00	4,406,500	3.27
17	サムティ・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	43	115,884.27	4,983,024	98,900.00	4,252,700	3.15
18	BRT APARTMENTS CORP	アメリカ	投資証券	1,645	2,344.24	3,856,278	2,325.49	3,825,447	2.83
19	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	34	110,213.58	3,747,262	105,600.00	3,590,400	2.66
20	NEXPOINT RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	658	4,716.53	3,103,477	4,721.13	3,106,504	2.30
21	スターツプロシード投資法人	日本	投資証券	15	205,958.06	3,089,371	186,300.00	2,794,500	2.07

T M A 物価連動国債マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第23回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.100	2028/03/10	2,735,000,000	100.04	3,119,669,096	101.30	3,144,773,863	19.42
2	第24回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.100	2029/03/10	2,655,000,000	100.34	3,016,459,953	101.00	3,022,723,606	18.67
3	第27回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2032/03/10	1,515,000,000	101.77	1,731,772,609	101.35	1,717,081,176	10.60
4	第28回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2033/03/10	1,595,000,000	100.02	1,721,306,401	99.85	1,710,858,606	10.56
5	第29回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2034/03/10	1,590,000,000	97.74	1,640,475,852	97.10	1,622,659,267	10.02
6	第30回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2035/03/10	1,595,000,000	96.83	1,582,687,886	96.40	1,568,854,376	9.69
7	第25回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.200	2030/03/10	1,275,000,000	104.45	1,495,944,981	105.30	1,501,549,305	9.27
8	第26回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2031/03/10	1,275,000,000	102.44	1,483,199,255	102.35	1,475,364,502	9.11
9	第31回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.600	2036/03/10	400,000,000	101.24	403,947,600	101.35	404,058,126	2.49

b. 投資有価証券の種類

東京海上・米国短期国債マザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	96.98
合 計	96.98

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

種類	投資比率 (%)
----	----------

国債証券	98.21
合 計	98.21

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.80
合 計	98.80

東京海上・日米住宅ＲＥＩＴマザーファンド（為替ヘッジあり）

種類	投資比率(%)
投資証券	96.65
合 計	96.65

ＴＭＡ物価連動国債マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	99.86
合 計	99.86

投資不動産物件

東京海上・米国短期国債マザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

東京海上・日米住宅ＲＥＩＴマザーファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

ＴＭＡ物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上・米国短期国債マザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

東京海上・日米住宅ＲＥＩＴマザーファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

ＴＭＡ物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間末	(2023年 5月15日)	620	620	1.0148	1.0148
第2特定期間末	(2023年11月15日)	667	667	1.0207	1.0207
第3特定期間末	(2024年 5月15日)	669	669	1.0782	1.0782
第4特定期間末	(2024年11月15日)	407	407	1.0990	1.0990
第5特定期間末	(2025年 5月15日)	125	126	1.0931	1.1011
第6特定期間末	(2025年11月17日)	130	131	1.1516	1.1636
第7特定期間末	(2026年 5月15日)	139	141	1.1800	1.1920
2025年 5月末日		128	—	1.0999	—
6月末日		127	—	1.1032	—
7月末日		133	—	1.1122	—
8月末日		137	—	1.1130	—
9月末日		141	—	1.1275	—
10月末日		137	—	1.1472	—
11月末日		131	—	1.1638	—
12月末日		127	—	1.1631	—
2026年 1月末日		130	—	1.1859	—
2月末日		133	—	1.2044	—
3月末日		139	—	1.1719	—
4月末日		140	—	1.1836	—
5月末日		140	—	1.1806	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2022年11月17日～2023年 5月15日	0.0000
第2特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	0.0000
第3特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	0.0000
第4特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	0.0000
第5特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	0.0080
第6特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	0.0120
第7特定期間	2025年11月18日～2026年 5月15日	0.0120

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第1特定期間	2022年11月17日～2023年 5月15日	1.5
第2特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	0.6
第3特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	5.6
第4特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	1.9
第5特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	0.2
第6特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	6.4
第7特定期間	2025年11月18日～2026年 5月15日	3.5

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	2022年11月17日～2023年 5月15日	614,221,310	2,797,431	611,423,879
第2特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	70,093,736	27,747,623	653,769,992
第3特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	11,499,104	43,967,903	621,301,193
第4特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	791,301	251,577,156	370,515,338
第5特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	1,602,924	257,242,521	114,875,741
第6特定期間	2025年 5月16日～2025年11月17日	17,664,309	19,162,532	113,377,518
第7特定期間	2025年11月18日～2026年 5月15日	17,178,950	11,954,698	118,601,770

< 参考情報 >

基準日: 2026年5月29日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2022年11月17日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2025/06	20円	2026/01	20円
2025/07	20円	2026/02	20円
2025/08	20円	2026/03	20円
2025/09	20円	2026/04	20円
2025/10	20円	2026/05	20円
2025/11	20円	設定来累計	320円
2025/12	20円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

各投資信託証券の組入比率、騰落率

投資信託証券	基本投資比率	比率	差	騰落率				
				1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年
東京海上・米国短期国債マザーファンド	20.0%*	20.3%	+0.3%	-0.34%	+3.22%	+3.63%	+15.10%	+30.72%
東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20.0%*	20.3%	+0.3%	-0.02%	+1.28%	+3.51%	+16.09%	+26.95%
TMA物価連動国債マザーファンド	20.0%	20.0%	+0.0%	+0.46%	-0.33%	-0.60%	-1.64%	+2.10%
世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり） （適格機関投資家限定）	20.0%	18.6%	-1.4%	+0.32%	-2.91%	+4.69%	+10.77%	+20.50%
東京海上・日米住宅REITマザーファンド （為替ヘッジあり）	10.0%	10.0%	+0.0%	+0.52%	-0.87%	+0.20%	-1.87%	-1.96%
東京海上・ゴールドマザーファンド （為替ヘッジあり）	10.0%	9.7%	-0.3%	-1.40%	-14.01%	+5.79%	+29.90%	+92.54%
短期金融資産等	—	1.1%	+1.1%					

※各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%～30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。

※比率は純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日:2026年5月29日

各投資信託証券の組入上位銘柄

※比率は、各投資信託証券の純資産総額に占める割合です。

東京海上・米国短期国債マザーファンド 組入銘柄数:10銘柄

	銘柄	償還日	比率
1	米国短期国債	2026/06/04	11.00%
2	米国短期国債	2026/06/18	10.99%
3	米国短期国債	2026/07/07	10.97%

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド 組入銘柄数:24銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	イギリス物価連動国債	2039/03/22	0.125%	8.71%
2	アメリカ物価連動国債	2028/07/15	0.750%	7.61%
3	アメリカ物価連動国債	2029/07/15	0.250%	7.29%

TMA物価連動国債マザーファンド 組入銘柄数:9銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	第23回利付国債(物価連動・10年)	2028/03/10	0.100%	19.42%
2	第24回利付国債(物価連動・10年)	2029/03/10	0.100%	18.67%
3	第27回利付国債(物価連動・10年)	2032/03/10	0.005%	10.61%

世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定) 組入銘柄数:90銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	TCEエナジー	カナダ	エネルギー・インフラ	3.0%
2	空港・航空管制公園(AENA)	スペイン	空港	3.0%
3	トランスアーバン・グループ	オーストラリア	有料道路	3.0%

※「アンカーMFG世界モノポリー戦略株式マザーファンド」の資産の状況を記載しています。

※業種は、マゼラン社による分類です。

※ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社の提供するデータを基に作成しています。

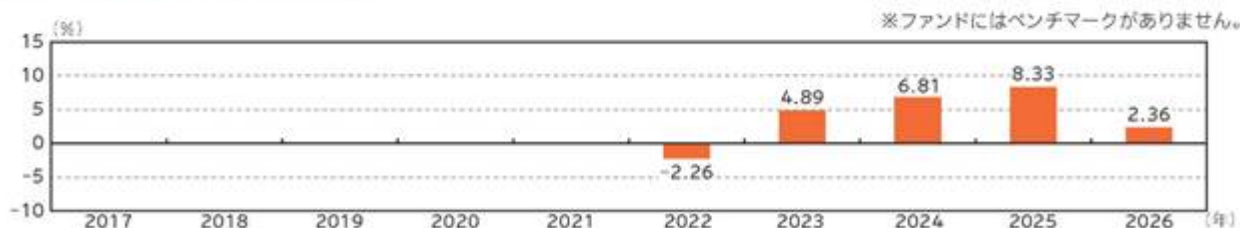
東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり) 組入銘柄数:21銘柄

	銘柄	国	比率
1	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	8.24%
2	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	7.52%
3	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	7.13%

東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり) 組入銘柄数:1銘柄

	銘柄	国	比率
1	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	アメリカ	98.80%
2			
3			

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下に該当する日には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

- ・委託会社サービスデスク

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。

- g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。）。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2022年11月17日から2032年11月15日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- h. 上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

5月・11月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間(2025年11月18日から2026年5月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,399,624	1,570,933
投資信託受益証券	25,029,750	26,110,739
親投資信託受益証券	104,224,906	112,400,384
未収入金	372,284	550,746
未収利息	17	30
流動資産合計	131,026,581	140,632,832
資産合計	131,026,581	140,632,832
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	226,755	237,203
未払解約金	111,482	334,685
未払受託者報酬	4,147	3,802
未払委託者報酬	121,602	111,482
その他未払費用	1,365	1,260
流動負債合計	465,351	688,432
負債合計	465,351	688,432
純資産の部		
元本等		
元本	113,377,518	118,601,770
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,183,712	21,342,630
（分配準備積立金）	15,090,469	17,509,248
元本等合計	130,561,230	139,944,400
純資産合計	130,561,230	139,944,400
負債純資産合計	131,026,581	140,632,832

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
営業収益		
受取配当金	94,370	88,033
受取利息	3,417	4,717
有価証券売買等損益	9,116,858	4,881,079
営業収益合計	9,214,645	4,973,829
営業費用		
受託者報酬	22,569	21,666
委託者報酬	661,815	635,395
その他費用	7,422	7,144
営業費用合計	691,806	664,205
営業利益又は営業損失（ ）	8,522,839	4,309,624
経常利益又は経常損失（ ）	8,522,839	4,309,624
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,522,839	4,309,624
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	38,295	13,006
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,698,838	17,183,712
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,990,472	3,291,972
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,990,472	3,291,972
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,556,253	2,060,432
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,556,253	2,060,432
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1,433,889	1,369,240
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,183,712	21,342,630

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2025年11月15日が休日のため、前特定期間末日を2025年11 月17日としております。このため、当特定期間は179日と なっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月15日現在]
1. 1 期首元本額	114,875,741円	113,377,518円
期中追加設定元本額	17,664,309円	17,178,950円
期中一部解約元本額	19,162,532円	11,954,698円
2. 1 特定期間末日における受益権の総数	113,377,518口	118,601,770口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1 分配金の計算過程 (2025年5月16日から2025年6月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(123,074円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,243,812円)、投資信託約款に規定される収益調整金(706,648円)及び分配準備積立金(10,507,143円)より、分配対象額は12,580,677円(1万口当たり1,080.54円)であり、うち232,855円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 (2025年11月18日から2025年12月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(84,682円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(436,972円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,156,241円)及び分配準備積立金(14,526,618円)より、分配対象額は17,204,513円(1万口当たり1,567.43円)であり、うち219,523円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

(2025年6月17日から2025年7月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（195,669円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（756,965円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,117,270円）及び分配準備積立金（11,170,065円）より、分配対象額は13,239,969円（1万口当たり1,143.01円）であり、うち231,663円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(2025年12月16日から2026年1月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（203,828円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,634,907円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,372,940円）及び分配準備積立金（14,756,366円）より、分配対象額は19,968,041円（1万口当たり1,803.97円）であり、うち221,375円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
(2025年7月16日から2025年8月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（83,870円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（52,471円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,639,412円）及び分配準備積立金（11,890,925円）より、分配対象額は13,666,678円（1万口当たり1,134.62円）であり、うち240,895円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(2026年1月16日から2026年2月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（132,300円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,242,118円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,551,652円）及び分配準備積立金（16,942,020円）より、分配対象額は20,868,090円（1万口当たり1,909.81円）であり、うち218,534円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
(2025年8月16日から2025年9月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（132,025円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,345,578円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,250,964円）及び分配準備積立金（11,729,994円）より、分配対象額は15,458,561円（1万口当たり1,232.67円）であり、うち250,810円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(2026年2月17日から2026年3月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（107,375円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（499,670円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,738,661円）及び分配準備積立金（17,791,539円）より、分配対象額は23,137,245円（1万口当たり1,948.64円）であり、うち237,466円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
(2025年9月17日から2025年10月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（241,056円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（3,449,050円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,313,986円）及び分配準備積立金（12,900,279円）より、分配対象額は18,904,371円（1万口当たり1,506.83円）であり、うち250,911円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(2026年3月17日から2026年4月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（113,081円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,715,270円）及び分配準備積立金（17,957,096円）より、分配対象額は22,785,447円（1万口当たり1,938.03円）であり、うち235,139円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

(2025年10月16日から2025年11月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（232,434円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（368,417円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,141,749円）及び分配準備積立金（14,716,373円）より、分配対象額は17,458,973円（1万口当たり1,539.88円）であり、うち226,755円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(2026年4月16日から2026年5月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,783円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,009,478円）及び分配準備積立金（17,739,668円）より、分配対象額は22,755,929円（1万口当たり1,918.67円）であり、うち237,203円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
--	--

（金融商品に関する注記）
・金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（自 2025年5月16日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	95,667円
親投資信託受益証券	658,946円
合計	754,613円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2025年11月18日 至 2026年5月15日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	545,142円
親投資信託受益証券	442,894円
合計	988,036円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月15日現在]
1口当たり純資産額 1.1516円 (1万口当たり純資産額 11,516円)	1口当たり純資産額 1.1800円 (1万口当たり純資産額 11,800円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	世界モノポリー戦略株式ファンド (為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	22,433,834	26,110,739	
投資信託受益証券 合計		22,433,834	26,110,739	
親投資信託 受益証券	T M A 物価連動国債マザーファンド	21,794,413	28,062,486	
	東京海上・米国短期国債マザーファンド	21,379,363	28,280,621	
	東京海上・グローバル物価連動国債マザー ファンド	22,601,886	28,114,485	
	東京海上・ゴールドマザーファンド (為替ヘッジあり)	6,571,899	14,077,007	
	東京海上・日米住宅R E I Tマザーファンド (為替ヘッジあり)	14,257,877	13,865,785	
親投資信託受益証券 合計		86,605,438	112,400,384	
合計		109,039,272	138,511,123	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「東京海上・米国短期国債マザーファンド」、「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」、「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」、「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」、「TMA物価連動国債マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・米国短期国債マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

		[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		213,569,753	230,522,372
コール・ローン		21,165,214	21,511,634
国債証券		1,847,865,601	1,974,027,444
未収利息		262	414
流動資産合計		2,082,600,830	2,226,061,864
資産合計		2,082,600,830	2,226,061,864
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		320	—
未払金		168,633,365	—
未払解約金		19,060,295	14,334,888
流動負債合計		187,693,980	14,334,888
負債合計		187,693,980	14,334,888
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,494,823,908	1,672,008,290
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		400,082,942	539,718,686
元本等合計		1,894,906,850	2,211,726,976
純資産合計		1,894,906,850	2,211,726,976
負債純資産合計		2,082,600,830	2,226,061,864

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,429,119,675円	1,494,823,908円
同期中における追加設定元本額	773,373,703円	891,504,810円
同期中における一部解約元本額	707,669,470円	714,320,428円
同期末における元本額	1,494,823,908円	1,672,008,290円
元本の内訳＊		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	20,515,244円	21,379,363円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	160,107,095円	178,783,933円

東京海上・米国短期国債ファンド（毎月決算型）	160,677,877円	126,043,576円
東京海上・米国短期国債ファンド（年1回決算型）	86,975,052円	98,623,930円
米国短期国債（適格機関投資家専用）	1,066,548,640円	1,247,177,488円
計	1,494,823,908円	1,672,008,290円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間 末日における当該親投資信託の受益権の総 数	1,494,823,908口	1,672,008,290口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
（自 2025年5月16日 至 2025年11月17日）
売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	198円
合計	198円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年11月17日まで)を指しております。

（自 2025年11月18日 至 2026年5月15日）
売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	18,851円
合計	18,851円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年11月18日から2026年5月15日まで)を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連
（2025年11月17日現在）

（単位：円）

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	30,933,920	—	30,933,600	320
	米ドル	30,933,920	—	30,933,600	320
合 計		30,933,920	—	30,933,600	320

(注)1. 時価の算定方法

- (1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
 - (2)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
 - (3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2026年5月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2025年11月17日現在]		[2026年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.2676円	1口当たり純資産額	1.3228円
(1万口当たり純資産額	12,676円)	(1万口当たり純資産額	13,228円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	米ドル			米ドル	
		B 05/21/26	1,300,000.00	1,299,230.82	
		B 05/28/26	1,300,000.00	1,298,331.59	
		B 06/04/26	1,300,000.00	1,297,421.66	
		B 06/11/26	1,200,000.00	1,196,787.00	
		B 06/18/26	1,300,000.00	1,295,604.55	
		B 06/25/26	1,200,000.00	1,195,085.11	
		B 07/07/26	1,300,000.00	1,293,110.00	
		B 07/16/26	1,200,000.00	1,192,591.76	
		B 07/28/26	1,300,000.00	1,290,462.39	
		B 08/04/26	1,100,000.00	1,091,094.12	
	米ドル小計		12,500,000.00	12,449,719.00 (1,974,027,444)	
		銘柄数	10		
		比 率	89.3%	100.0%	
国債証券合計				円 1,974,027,444 (1,974,027,444)	
合 計				円 1,974,027,444 (1,974,027,444)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,099,800	1,109,033
コール・ローン		8,440,585	9,197,473
国債証券		220,830,458	253,207,185
未収利息		434,100	716,399
前払費用		4,276	4,842
流動資産合計		230,809,219	264,234,932
資産合計		230,809,219	264,234,932
負債の部			
流動負債			
未払解約金		2,839,145	1,011,500
流動負債合計		2,839,145	1,011,500
負債合計		2,839,145	1,011,500
純資産の部			
元本等			
元本	1	191,853,295	211,609,741
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		36,116,779	51,613,691
元本等合計		227,970,074	263,223,432
純資産合計		227,970,074	263,223,432
負債純資産合計		230,809,219	264,234,932

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	192,914,097円	191,853,295円
同期中における追加設定元本額	38,138,948円	47,311,687円
同期中における一部解約元本額	39,199,750円	27,555,241円
同期末における元本額	191,853,295円	211,609,741円
元本の内訳＊		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	21,788,667円	22,601,886円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	170,064,628円	189,007,855円
計	191,853,295円	211,609,741円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	191,853,295口	211,609,741口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2025年5月16日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	4,421,128円
合計	4,421,128円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年11月17日まで)を指しております。

（自 2025年11月18日 至 2026年5月15日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,998,833円
合計	2,998,833円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年11月18日から2026年5月15日まで)を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（2025年11月17日現在）

該当事項はありません。

（2026年5月15日現在）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

[2025年11月17日現在]		[2026年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.1883円	1口当たり純資産額	1.2439円
（1万口当たり純資産額	11,883円）	（1万口当たり純資産額	12,439円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	米ドル			米ドル	
		TII 0 1/4 07/15/29	100,000.00	124,834.00	
		TII 0 1/8 01/15/31	100,000.00	118,835.28	
		TII 0 1/8 01/15/32	100,000.00	109,443.00	
		TII 0 3/4 02/15/42	50,000.00	56,050.40	
		TII 0 3/4 02/15/45	30,000.00	29,953.39	
		TII 0 3/4 07/15/28	100,000.00	130,271.45	
		TII 0 5/8 07/15/32	100,000.00	107,014.93	
		TII 1 1/8 10/15/30	50,000.00	50,343.79	
		TII 1 3/4 01/15/34	50,000.00	53,269.23	
		TII 1 3/8 02/15/44	50,000.00	58,176.27	
	米ドル小計		730,000.00	838,191.74 (132,903,682)	
		銘柄数	10		
		比 率	50.5%	52.5%	

加ドル	CANRRB 2 12/01/41	20,000.00	加ドル 31,232.41	
加ドル小計		20,000.00	31,232.41 (3,604,220)	
	銘柄数	1		
	比 率	1.4%	1.4%	
ユーロ	BTPS 0.1 05/15/33	50,000.00	ユーロ 55,847.83	
	BTPS 2.4 05/15/39	50,000.00	56,468.70	
	DBRI 0.1 04/15/33	20,000.00	23,983.24	
	FRTR 0.1 03/01/36	20,000.00	19,721.31	
	FRTR 0.1 07/25/38	50,000.00	50,749.09	
	FRTR 3.4 07/25/29	50,000.00	81,487.43	
ユーロ小計		240,000.00	288,257.60 (53,255,591)	
	銘柄数	6		
	比 率	20.2%	21.0%	
英ポンド	UKTI 0 1/4 03/22/52	50,000.00	英ポンド 50,463.00	
	UKTI 0 1/8 03/22/39	100,000.00	109,550.94	
	UKTI 0 1/8 08/10/31	50,000.00	67,985.75	
	UKTI 0 5/8 03/22/45	50,000.00	42,153.73	
	UKTI 1 7/8 09/22/49	30,000.00	28,897.69	
英ポンド小計		280,000.00	299,051.11 (63,443,692)	
	銘柄数	5		
	比 率	24.1%	25.1%	
国債証券合計			円 253,207,185 (253,207,185)	
合 計			円 253,207,185 (253,207,185)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

		[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,596	80,973
コール・ローン		4,436,340	2,288,464
投資信託受益証券		115,140,116	129,955,934
未収入金		47,865	1,377,095
未収利息		55	44
流動資産合計		119,625,972	133,702,510
資産合計		119,625,972	133,702,510
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		358,902	1,330,279
未払金		1,688,565	73,573
未払解約金		1,419,571	505,749
流動負債合計		3,467,038	1,909,601
負債合計		3,467,038	1,909,601
純資産の部			
元本等			
元本	1	60,456,483	61,526,539
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		55,702,451	70,266,370
元本等合計		116,158,934	131,792,909
純資産合計		116,158,934	131,792,909
負債純資産合計		119,625,972	133,702,510

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
-------------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	65,702,825円	60,456,483円
同期中における追加設定元本額	13,895,359円	18,439,602円
同期中における一部解約元本額	19,141,701円	17,369,546円
同期末における元本額	60,456,483円	61,526,539円
元本の内訳 *		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	6,865,240円	6,571,899円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	53,591,243円	54,954,640円
計	60,456,483円	61,526,539円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	60,456,483口	61,526,539口

（注）* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
-----	--------------------------------	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2025年5月16日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	40,320,389円
合計	40,320,389円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年11月17日まで)を指しております。

（自 2025年11月18日 至 2026年5月15日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	12,450,521円
合計	12,450,521円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年11月18日から2026年5月15日まで)を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2025年11月17日現在）

（単位：円）

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	115,606,043	—	115,964,945	358,902
	米ドル	115,606,043	—	115,964,945	358,902
合 計		115,606,043	—	115,964,945	358,902

（2026年5月15日現在）

（単位：円）

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	130,052,482	—	131,382,761	1,330,279
	米ドル	130,052,482	—	131,382,761	1,330,279
合 計		130,052,482	—	131,382,761	1,330,279

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報に関する注記）

[2025年11月17日現在]		[2026年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9214円 19,214円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1420円 21,420円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	米ドル	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	8,900	米ドル 819,601.00	
	米ドル小計		8,900	819,601.00 (129,955,934)	
		銘柄数	1		
		比 率	98.6%	100.0%	
投資信託受益証券合計				円 129,955,934 (129,955,934)	
合 計				円 129,955,934 (129,955,934)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

		[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		193,264	16,563
コール・ローン		5,960,936	4,846,861
投資証券		112,497,373	125,098,243
未収入金		—	957,634
未収配当金		145,590	165,950
未収利息		74	93
流動資産合計		118,797,237	131,085,344
資産合計		118,797,237	131,085,344
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		765,147	749,360
未払金		—	8,680
未払解約金		1,419,571	505,749
流動負債合計		2,184,718	1,263,789
負債合計		2,184,718	1,263,789
純資産の部			
元本等			
元本	1	120,263,344	133,493,444
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	3,650,825	3,671,889
元本等合計		116,612,519	129,821,555
純資産合計		116,612,519	129,821,555
負債純資産合計		118,797,237	131,085,344

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	103,300,853円	120,263,344円
同期中における追加設定元本額	37,015,805円	37,825,036円
同期中における一部解約元本額	20,053,314円	24,594,936円
同期末における元本額	120,263,344円	133,493,444円
元本の内訳＊		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	13,668,391円	14,257,877円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	106,594,953円	119,235,567円
計	120,263,344円	133,493,444円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	120,263,344口	133,493,444口
3. 2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,650,825円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,671,889円であります。

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2025年5月16日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	9,734,063円
合計	9,734,063円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年11月17日まで)を指しております。

（自 2025年11月18日 至 2026年5月15日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	107,398円
合計	107,398円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年11月18日から2026年5月15日まで)を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2025年11月17日現在）

（単位：円）

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	85,148,518	—	85,913,665	765,147
	米ドル	85,148,518	—	85,913,665	765,147
合 計		85,148,518	—	85,913,665	765,147

(2026年5月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	100,127,766	—	100,877,126	749,360
	米ドル	100,127,766	—	100,877,126	749,360
合 計		100,127,766	—	100,877,126	749,360

(注)1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[2025年11月17日現在]		[2026年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	0.9696円	1口当たり純資産額	0.9725円
(1万口当たり純資産額	9,696円)	(1万口当たり純資産額	9,725円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
-----	-----	-----	------	-----	-----

投資証券	日本円	三井不動産アコモデーション ファンド投資法人	31	日本円 3,958,700	
		アドバンス・レジデンス投資法人	35	5,512,500	
		コンフォリア・レジデンシャル 投資法人	30	3,177,000	
		サムティ・レジデンシャル投資 法人	43	4,381,700	
		スターツプロシード投資法人	15	2,838,000	
		大和証券リビング投資法人	37	3,896,100	
	日本円小計		191	23,764,000	
		銘柄数	6		
		比 率	18.3%	19.0%	
	米ドル	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	1,559	米ドル 48,890.24	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	377	69,194.58	
		BRT APARTMENTS CORP	1,645	24,066.35	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	453	47,107.47	
		CENTERSPACE	409	27,762.92	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	478	29,616.88	
		EQUITY RESIDENTIAL	909	59,103.18	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	230	61,761.90	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	1,745	28,356.25	
		INVITATION HOMES INC	1,972	56,162.56	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	376	47,838.48	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	658	18,884.60	
		SUN COMMUNITIES INC	307	37,414.09	
		UDR INC	1,301	48,579.34	
		UMH PROPERTIES INC	2,260	34,352.00	
	米ドル小計		14,679	639,090.84 (101,334,243)	
		銘柄数	15		
		比 率	78.1%	81.0%	
投資証券合計				円 125,098,243 (101,334,243)	
合 計				円 125,098,243 (101,334,243)	

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

（注2）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「TMA物価連動国債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		40,733,416	27,577,014
国債証券		17,036,200,407	16,237,413,402
未収入金		22,152,128	9,846,767
未収利息		2,103,464	1,724,157
前払費用		55,011	10,914
流動資産合計		17,101,244,426	16,276,572,254
資産合計		17,101,244,426	16,276,572,254
負債の部			
流動負債			
未払解約金		44,924,444	29,457,942
流動負債合計		44,924,444	29,457,942
負債合計		44,924,444	29,457,942
純資産の部			
元本等			
元本	1	13,140,012,544	12,618,625,592
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		3,916,307,438	3,628,488,720
元本等合計		17,056,319,982	16,247,114,312
純資産合計		17,056,319,982	16,247,114,312
負債純資産合計		17,101,244,426	16,276,572,254

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	12,656,432,728円	13,140,012,544円
同期中における追加設定元本額	3,784,859,790円	1,660,190,611円
同期中における一部解約元本額	3,301,279,974円	2,181,577,563円
同期末における元本額	13,140,012,544円	12,618,625,592円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・物価連動国債	5,552,725,384円	4,935,957,626円
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	19,941,886円	21,794,413円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	155,629,564円	182,257,994円
TMA物価連動国債ファンド 適格機関投資家限定	5,712,598,134円	5,704,864,780円
年金国内物価連動国債ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,699,117,576円	1,773,750,779円
計	13,140,012,544円	12,618,625,592円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	13,140,012,544口	12,618,625,592口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2025年 5月16日 至 2025年11月17日	自 2025年11月18日 至 2026年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2025年11月17日現在]	[2026年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2025年5月16日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	72,061,485円
合計	72,061,485円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年2月27日から2025年11月17日まで)を指しております。

（自 2025年11月18日 至 2026年5月15日）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	716,765円
合計	716,765円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2026年2月27日から2026年5月15日まで)を指しております。

（1口当たり情報に関する注記）

[2025年11月17日現在]		[2026年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.2980円	1口当たり純資産額	1.2876円
（1万口当たり純資産額	12,980円）	（1万口当たり純資産額	12,876円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第 2 3 回利付国債（物価連動・10年）	2,825,000,000	3,253,460,827	
	第 2 4 回利付国債（物価連動・10年）	2,735,000,000	3,125,002,315	
	第 2 5 回利付国債（物価連動・10年）	1,305,000,000	1,533,992,917	
	第 2 6 回利付国債（物価連動・10年）	1,315,000,000	1,526,238,588	
	第 2 7 回利付国債（物価連動・10年）	1,555,000,000	1,764,372,624	
	第 2 8 回利付国債（物価連動・10年）	1,635,000,000	1,757,558,348	
	第 2 9 回利付国債（物価連動・10年）	1,630,000,000	1,667,321,784	
	第 3 0 回利付国債（物価連動・10年）	1,635,000,000	1,609,465,999	
国債証券 合計		14,635,000,000	16,237,413,402	
合計		14,635,000,000	16,237,413,402	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	140,651,727 円
負債総額	54,410 円
純資産総額（ - ）	140,597,317 円
発行済数量	119,092,990 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1806 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上・米国短期国債マザーファンド

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	1,945,789,918 円
負債総額	63,600,043 円
純資産総額（ - ）	1,882,189,875 円
発行済数量	1,413,593,898 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3315 円

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	284,791,680 円
負債総額	12,084,426 円
純資産総額（ - ）	272,707,254 円
発行済数量	216,994,015 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2568 円

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	132,823,268 円
負債総額	2,212,457 円
純資産総額（ - ）	130,610,811 円
発行済数量	63,159,674 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.0679 円

東京海上・日米住宅 R E I T マザーファンド（為替ヘッジあり）

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	136,159,715 円
負債総額	1,446,111 円

純資産総額（ - ）	134,713,604 円
発行済数量	136,914,537 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9839 円

T M A 物価連動国債マザーファンド

2026年5月29日 現在

種類	金額
資産総額	16,611,293,867 円
負債総額	421,915,732 円
純資産総額（ - ）	16,189,378,135 円
発行済数量	12,596,214,926 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2853 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2026年5月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年5月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	175	3,067,466
単位型公社債投資信託	1	1,814
単位型株式投資信託	24	93,409
合計	200	3,162,691

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第40期 (2025年 3 月31日現在)		第41期 (2026年 3 月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,643,002		1,625,101
金銭の信託		-		307,159
前払費用		504,626		490,214
関係会社短期貸付金	* 1	19,384,558	* 1	20,892,677
未収委託者報酬		3,544,046		4,847,689
未収収益		3,929,834		5,109,447
未収入金		12,841		-
その他の流動資産		34,763		138,949
流動資産計		29,053,672		33,411,239
固定資産				
有形固定資産	* 2	646,419	* 2	1,105,993
建物		387,569		833,126
器具備品		167,868		178,143
リース資産		90,981		94,723
無形固定資産		614,848		645,566
電話加入権		3,795		3,795
ソフトウェア		410,834		583,228
ソフトウェア仮勘定		200,219		58,543
投資その他の資産		3,375,118		4,075,860
投資有価証券		45,279		57,733
関係会社株式		1,641,087		1,647,722
その他の関係会社有価証券		80,000		82,100
長期前払費用		85,968		86,383
敷金		474,324		498,016
その他長期差入保証金		21,230		10,030
繰延税金資産		1,027,229		1,693,875
固定資産計		4,636,386		5,827,421
資産合計		33,690,058		39,238,660
負債の部				
流動負債				
未払金		4,569,098		5,914,754
未払手数料		1,597,903		2,220,610
その他未払金		2,971,194		3,694,143
未払費用		419,084		791,090
未払消費税等		176,930		702,662
未払法人税等		679,000		2,023,000
預り金		55,624		53,321
前受収益		2,517		2,401
賞与引当金		430,032		392,673
役員賞与引当金		-		60,000
リース債務		18,913		24,750
その他の流動負債		1		12
流動負債計		6,351,202		9,964,666
固定負債				
長期末払金		7,284		7,045
業績連動賞与引当金		-		66,666
役員賞与引当金		-		20,941
資産除去債務		-		492,154
退職給付引当金		929,235		935,105
リース債務		70,555		68,613
固定負債計		1,007,074		1,590,526
負債合計		7,358,277		11,555,193

純資産の部		
株主資本	26,322,588	27,666,191
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	23,922,588	25,266,191
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	23,422,588	24,766,191
繰越利益剰余金	23,422,588	24,766,191
評価・換算差額等	9,192	17,275
その他有価証券評価差額金	9,192	17,275
純資産合計	26,331,781	27,683,467
負債・純資産合計	33,690,058	39,238,660

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,942,593	18,818,899
運用受託報酬	13,704,198	15,411,642
投資助言報酬	119,640	123,482
その他営業収益	698,269	666,211
営業収益計	30,464,702	35,020,236
営業費用		
支払手数料	7,184,184	8,662,546
広告宣伝費	208,842	165,675
調査費	9,117,522	11,172,831
調査費	3,569,637	3,574,998
委託調査費	5,547,885	7,597,832
委託計算費	130,446	121,085
営業雑経費	266,277	267,253
通信費	59,666	64,109
印刷費	154,034	154,355
協会費	26,294	22,849
諸会費	16,846	16,437
図書費	9,435	9,502
営業費用計	16,907,274	20,389,391
一般管理費		
給料	4,011,683	4,070,342
役員報酬	78,387	96,048
給料・手当	3,201,466	3,224,709
賞与	731,830	749,585
交際費	20,001	30,250
寄付金	1,400	2,891
旅費交通費	191,110	202,047
租税公課	92,032	192,070
不動産賃借料	468,092	468,091
退職給付費用	180,129	170,331
賞与引当金繰入	430,032	392,673
業績連動賞与引当金繰入	-	66,666
役員賞与引当金繰入	-	80,941
固定資産減価償却費	277,210	382,648
法定福利費	713,675	744,124
福利厚生費	13,064	19,350
諸経費	482,971	541,658
一般管理費計	6,881,403	7,364,090
営業利益	6,676,024	7,266,753

営業外収益		
受取利息	41,081	145,296
受取配当金	2,222	1,778
金銭の信託運用益	-	7,227
雑益	15,596	9,622
営業外収益計	58,900	163,926
営業外費用		
支払利息	686	2,019
為替差損	29,798	75,377
雑損	4,633	4,627
営業外費用計	35,118	82,024
経常利益	6,699,806	7,348,654
特別利益		
投資有価証券売却益	-	331
関係会社清算益	172,297	-
特別利益計	172,297	331
特別損失		
固定資産除却損	14	-
投資有価証券売却損	-	227
ゴルフ会員権売却損	-	1,400
関係会社清算損	2,236	-
特別損失計	2,251	1,627
税引前当期純利益	6,869,851	7,347,358
法人税、住民税及び事業税	1,825,606	2,823,325
法人税等調整額	230,702	670,366
法人税等合計	2,056,308	2,152,958
当期純利益	4,813,542	5,194,399

(3)【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当期変動額					
剰余金の配当					3,787,448
当期純利益					4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,026,094
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当期変動額					
剰余金の配当	3,787,448	3,787,448			3,787,448

当期純利益	4,813,542	4,813,542			4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,406	1,406	1,406
当期変動額合計	1,026,094	1,026,094	1,406	1,406	1,024,687
当期末残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588
当期変動額					
剰余金の配当					3,850,796
当期純利益					5,194,399
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,343,603
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	24,766,191

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781
当期変動額					
剰余金の配当	3,850,796	3,850,796			3,850,796
当期純利益	5,194,399	5,194,399			5,194,399
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			8,083	8,083	8,083
当期変動額合計	1,343,603	1,343,603	8,083	8,083	1,351,686
当期末残高	25,266,191	27,666,191	17,275	17,275	27,683,467

注記事項

（重要な会計方針）

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(1) 運用目的の金銭の信託

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 業績連動賞与引当金

従業員に対する業績連動賞与の支給に充てるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度末までの期間に帰属する金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度末までの期間に帰属する金額を計上しております。

なお、翌事業年度中の支給見込額は流動負債に、翌々事業年度以降の支給見込額は固定負債にそれぞれ計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

（重要な会計上の見積り）

第40期 2025年3月31日現在	第41期 2026年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（未適用の会計基準等）

第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改定 (1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。 借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。 (2) 適用予定日 2028年3月期の期首から適用します。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第40期 2025年3月31日現在	第41期 2026年3月31日現在
----------------------	----------------------

* 1 . 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・システム（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメント</td><td>30,000,000千円</td></tr> <tr> <td>の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>貸出実行残高</td><td>19,384,558千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>10,615,441千円</td></tr> </table> なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。	貸出コミットメント	30,000,000千円	の総額		貸出実行残高	19,384,558千円	差引額	10,615,441千円	* 1 . 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・システム（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>貸出コミットメント</td><td>30,000,000千円</td></tr> <tr> <td>の総額</td><td></td></tr> <tr> <td>貸出実行残高</td><td>20,892,677千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>9,107,322千円</td></tr> </table> なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。	貸出コミットメント	30,000,000千円	の総額		貸出実行残高	20,892,677千円	差引額	9,107,322千円
貸出コミットメント	30,000,000千円																
の総額																	
貸出実行残高	19,384,558千円																
差引額	10,615,441千円																
貸出コミットメント	30,000,000千円																
の総額																	
貸出実行残高	20,892,677千円																
差引額	9,107,322千円																
* 2 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>292,639千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>533,641千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>8,271千円</td></tr> </table>	建物	292,639千円	器具備品	533,641千円	リース資産	8,271千円	* 2 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>339,236千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>540,326千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>34,019千円</td></tr> </table>	建物	339,236千円	器具備品	540,326千円	リース資産	34,019千円				
建物	292,639千円																
器具備品	533,641千円																
リース資産	8,271千円																
建物	339,236千円																
器具備品	540,326千円																
リース資産	34,019千円																

（損益計算書関係）

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は7,222千円であります。	-

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2024年4月1日 現在	増加	減少	2025年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 1株当たり配当額	98,889円
(ハ) 基準日	2024年3月31日
(ニ) 効力発生日	2024年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	100,543円
(ニ) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月26日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2025年4月1日 現在	増加	減少	2026年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 1株当たり配当額	100,543円
(ハ) 基準日	2025年3月31日
(ニ) 効力発生日	2025年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,155,511千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	108,499円
(ニ) 基準日	2026年3月31日
(ホ) 効力発生日	2026年6月25日

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
1. リース資産の内容 有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア (器具備品)であります。	1. リース資産の内容 同左
2. リース資産の減価償却の方法 「重要な会計方針」の「3. 固定資産の 減価償却の方法」に記載の通りであります。	2. リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。金銭の信託を通じて保有している投資信託は、基準価額の変動リスクに晒されておりますが、その大部分については株価指数先物等のデリバティブ取引によりヘッジしております。 営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券並びに金銭の信託については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 同左
--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第40期（2025年3月31日現在）

2025年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,279	45,279	-
敷金	474,324	471,310	3,013
資産計	519,603	516,589	3,013
リース債務（注3）	89,468	88,245	1,222
長期未払金（注4）	9,317	8,824	492
負債計	98,785	97,070	1,715

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

関係会社短期貸付金

未収委託者報酬
 未収収益
 未収入金
 預り金
 未払金（１年内返済予定の長期未払金を除く）
 未払費用

（注２）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式 子会社株式	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000

（注３）リース債務については、１年内返済予定のリース債務を含めております。

（注４）長期未払金については、１年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（注５）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
関係会社短期貸付金	19,384,558	-	-	-
投資有価証券 その他の有価証券のうち満期があるもの	866	8,257	8,534	-
合計	19,385,424	8,257	8,534	-

（注６）リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務（注３）	18,913	19,247	19,586	19,932	11,789	-
長期未払金（注４）	2,032	2,032	2,032	2,032	1,185	-
合計	20,946	21,279	21,619	21,965	12,974	-

第41期（2026年３月31日現在）

2026年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	307,159	307,159	-
投資有価証券			
その他の有価証券	57,733	57,733	-
敷金	498,016	455,468	42,547
資産計	862,908	820,361	42,547
リース債務（注３）	93,363	91,833	1,529
長期未払金（注４）	9,676	9,183	492
負債計	103,039	101,017	2,022

（注１）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
 関係会社短期貸付金
 未収委託者報酬

未収収益
 預り金
 未払金（１年内返済予定の長期未払金を除く）
 未払費用

（注２）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式 子会社株式	1,647,722
その他の関係会社有価証券	82,100

（注３）リース債務については、１年内返済予定のリース債務を含めております。

（注４）長期未払金については、１年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（注５）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
関係会社短期貸付金	20,892,677	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	4,547	12,446	2,317	10
合計	20,897,224	12,446	2,317	10

（注６）リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務（注３）	24,750	25,220	25,699	17,693	-	-
長期未払金（注４）	2,630	2,630	2,630	1,783	-	-
合計	27,380	27,851	28,330	19,477	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第40期（2025年３月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	45,279	-	45,279
資産計	-	45,279	-	45,279

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	471,310	-	471,310
資産計	-	471,310	-	471,310
リース債務（注2）	-	88,245	-	88,245
長期未払金（注3）	-	8,824	-	8,824
負債計	-	97,070	-	97,070

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注3）長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

第41期（2026年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託（注2）	4,835	302,323	-	307,159
投資有価証券 其他有価証券	-	57,733	-	57,733
資産計	4,835	360,057	-	364,892

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	455,468	-	455,468
資産計	-	455,468	-	455,468
リース債務（注3）	-	91,833	-	91,833
長期未払金（注4）	-	9,183	-	9,183
負債計	-	101,017	-	101,017

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行勘定貸等）で構成されております。

信託財産のうち、投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

信託財産のうち、デリバティブ取引に関しては、株価指数先物の取引所の価額により算定しており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、レベル1の時価に分類しております。

信託財産のうち、銀行勘定貸については、取引先金融機関から提供された価格により算定しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）金銭の信託の信託財産のうち、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で示しております。

（注3）リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注4）長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

（有価証券関係）

第40期 2025年3月31日現在				第41期 2026年3月31日現在			
1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券				1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券			
子会社株式（貸借対照表計上額 1,641,087千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。				子会社株式（貸借対照表計上額 1,647,722千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 82,100千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。			
2. 其他有価証券				2. 其他有価証券			
(単位：千円)				(単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	33,551	17,453	16,098	貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	48,870	21,274	27,596
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,727	14,402	2,674	貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	8,862	11,231	2,368
合計	45,279	31,855	13,423	合計	57,733	32,505	25,227

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当する取引はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(単位：千円)

区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,330	331	227
合計	1,330	331	227

(金銭の信託関係)

第40期 2025年 3 月31日現在	第41期 2026年 3 月31日現在						
-	運用目的の金銭の信託 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>貸借対照表 計上額</td><td>当事業年度の 損益に含まれ た評価差額</td></tr><tr><td>運用目的の 金銭の信託</td><td>307,159</td><td>37,035</td></tr></table>		貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれ た評価差額	運用目的の 金銭の信託	307,159	37,035
	貸借対照表 計上額	当事業年度の 損益に含まれ た評価差額					
運用目的の 金銭の信託	307,159	37,035					

(収益認識関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	15,928,520	14,072	15,942,593
運用受託報酬	13,578,919	125,279	13,704,198
投資助言報酬	119,640	-	119,640
その他営業収益	698,269	-	698,269
合計	30,325,350	139,352	30,464,702

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,473,880千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	18,679,522	139,377	18,818,899
運用受託報酬	14,090,123	1,321,519	15,411,642
投資助言報酬	123,482	-	123,482
その他営業収益	666,211	-	666,211
合計	33,559,339	1,460,896	35,020,236

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 7,473,880千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 9,957,136千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	940,999千円
勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の発生額	54,402千円
退職給付の支払額	76,437千円
退職給付債務の期末残高	887,494千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	887,494千円
未積立退職給付債務	887,494千円
未認識数理計算上の差異	41,740千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円
退職給付引当金	929,235千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,127千円
その他	10,501千円
確定給付制度に係る退職給付費用	88,963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 1.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、91,165千円であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	887,494千円
勤務費用	61,550千円
利息費用	13,148千円
数理計算上の差異の発生額	68,344千円
退職給付の支払額	64,515千円
退職給付債務の期末残高	829,333千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	829,333千円
未積立退職給付債務	829,333千円
未認識数理計算上の差異	105,772千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	935,105千円
退職給付引当金	935,105千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	935,105千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	61,550千円
利息費用	13,148千円
数理計算上の差異の費用処理額	4,312千円
その他	6,775千円
確定給付制度に係る退職給付費用	77,161千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 2.2%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、93,170千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	292,894千円	294,745千円
未払金	3,308千円	2,231千円
賞与引当金	131,675千円	123,770千円
業績連動賞与引当金	-	21,013千円
役員賞与引当金	-	25,512千円
未払法定福利費	15,190千円	14,929千円
未払事業所税	4,044千円	4,309千円
未払事業税	39,392千円	108,834千円
未払調査費	99,432千円	76,472千円
減価償却超過額	12千円	28,262千円
繰延資産超過額	14,842千円	18,529千円
未払確定拠出年金	2,352千円	2,396千円
未収実績連動報酬	38,200千円	353,465千円
資産除去債務	-	155,127千円
前払費用	562千円	-
未払費用	397,773千円	627,353千円
繰延税金資産小計	1,039,682千円	1,856,954千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,039,682千円	1,856,954千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	155,127千円
前払費用	8,221千円	-
その他有価証券評価差額金	4,231千円	7,951千円
繰延税金負債合計	12,453千円	163,078千円
繰延税金資産の純額	1,027,229千円	1,693,875千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

３．法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しています。

（資産除去債務関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を契約更新から10年と見積もり、割引率は2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
見積りの変更に伴う増加額	492,154千円
期末残高	492,154千円

4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社が使用しているオフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、直近の契約更改に伴う新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額492,154千円を資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当事業年度末に行われたため、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

（セグメント情報等）

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第41期 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。	[セグメント情報] 同左

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
26,788,631	3,676,070	30,464,702

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

同左

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
31,190,732	3,829,504	35,020,236

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

同左

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 投資信託の名称

東京海上・宇宙関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

(2) 委託者報酬

4,090,393千円

(3) 関連するセグメント名

投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

(関連当事者情報)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (USD)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd.	米国・ニューヨーク	500,000	投資運用業 投資助言業	直接100%	運用及び調査の委託 役員の兼任	調査費等の支払 (注1)	969,960	未払金	377,132

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払(注1)	1,559,839	未払 手数料	496,183
						役員の 兼任	資金の 貸付 (注2)	14,166,773	関係会社 短期 貸付金	19,384,558
						資金の 貸付	資金の 貸付に 係る利息 受取(注2)	39,806	関係会社 未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等重要な取引はありません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払(注1)	1,711,255	未払 手数料	583,084
						役員の 兼任	資金の 貸付 (注2)	17,246,691	関係会社 短期 貸付金	20,892,677
						資金の 貸付	資金の 貸付に 係る利息 受取(注2)	144,708	関係会社 未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、C M S (キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

第40期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日	
1 株当たり純資産額	687,513円86銭
1 株当たり当期純利益金額	125,679円97銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	26,331,781千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	26,331,781千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,813,542千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,813,542千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第41期 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日	
1 株当たり純資産額	722,805円94銭
1 株当たり当期純利益金額	135,624円02銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	27,683,467千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	27,683,467千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	5,194,399千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	5,194,399千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 資本金の額 324,279百万円（2025年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（2025年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
南都まほろば証券株式会社	3,000百万円	
八十二証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円（注）	
株式会社あいち銀行	18,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社大東銀行	14,743百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	

（ ） 2025年3月末日現在。

（注） 2024年12月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井章悟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）の2025年11月18日から2026年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）の2026年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。